

第 21 回 栃木県新型コロナウイルス 感染症対策本部会議

日時 令和2（2020）年 5月26日（火）17：00～

場所 県庁舎本館8階 危機管理センター本部室

次 第

1 開 会

2 議 題

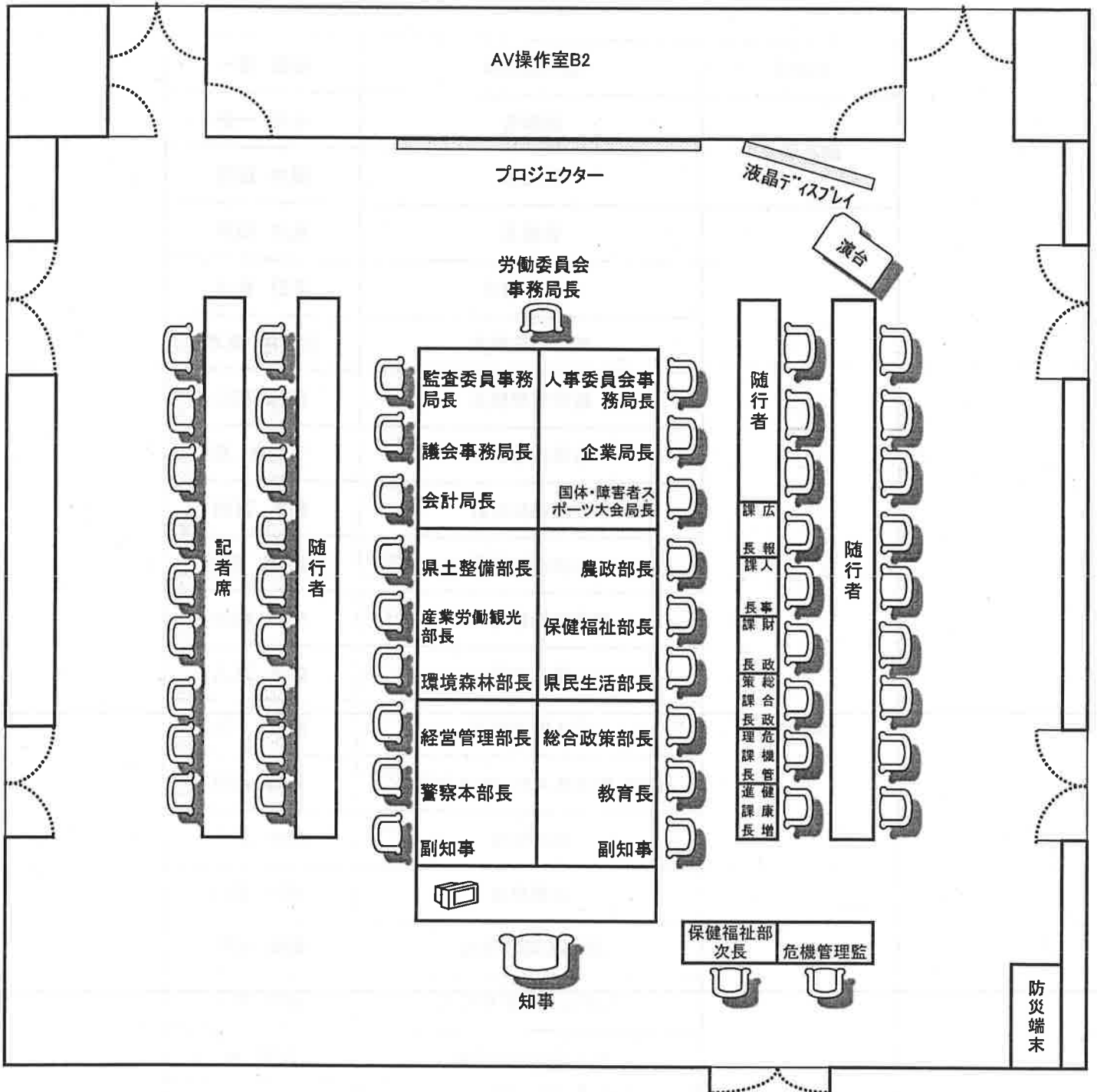
- （1）新型コロナウイルス感染症対策に係る栃木県の基本的対応方針
の改正について
- （2）今後の対応について
- （3）その他

3 閉 会

栃木県新型コロナウイルス感染症対策本部名簿

本部長	栃木県知事	福田 富一
副本部長	副知事	北村 一郎
	副知事	岡本 誠司
本部員	教育長	荒川 政利
	警察本部長	原田 義久
	総合政策部長	阿久澤 真理
	経営管理部長	茂呂 和巳
	県民生活部長	千金楽 宏
	環境森林部長	鈴木 英樹
	保健福祉部長	海老名 英治
	産業労働観光部長	小竹 欣男
	農政部長	鈴木 正人
	県土整備部長	熊倉 一臣
	国体・障害者スポーツ大会局長	石松 英昭
	会計局長	國井 隆弘
	企業局長	矢野 哲也
	県議会事務局長	篠崎 和男
	人事委員会事務局長	熊倉 精介
	監査委員事務局長	加藤 高
	労働委員会事務局長	松崎 禎彦
危機管理監	松村 誠	
保健福祉部次長	関本 充博	

本部会議座席表(危機管理センター本部室)



栃木県内 新型コロナウイルス感染症 発生状況

番号	年代	性別	居住地	陽性判明日	退院・退所日	備考
1	60代	女性	県南	2月22日	3月27日	クルーズ船下船
2	30代	女性	県南	3月5日	3月12日	大阪ライブハウス、ショッピングセンター勤務
3	40代	女性	宇都宮	3月18日	4月1日	タイ旅行 ※宇都宮市1例目
4	50代	男性	県南	3月20日	4月3日	ポルトガル旅行
5	40代	男性	フィリピン	3月24日	4月10日	フィリピンから帰国
6	70代	男性	安足	3月24日	4月20日	親族との接触あり
7	60代	女性	安足	3月25日	4月3日	No. 6の妻
8	50代	男性	県西	3月25日	4月11日	No. 6の同僚
9	50代	女性	県西	3月25日	5月4日	No. 8の妻
10	40代	男性	県南	3月25日	4月18日	別の新型コロナ感染者と濃厚接触
11	10代	男性	県南	3月26日	4月14日	No. 10の子
12	60代	男性	東京都	3月29日	5月12日	接待を伴う飲食あり
13	30代	男性	宇都宮	3月31日		※宇都宮市2例目
14	50代	男性	県南	3月31日	4月27日	
15	20代	男性	県外	4月1日	4月29日	県外で発症 ※宇都宮市3例目
16	40代	男性	宇都宮	4月1日	5月14日	No. 13の兄 ※宇都宮市4例目
17	40代	男性	県南	4月1日	5月18日	
18	30代	男性	宇都宮	4月6日	5月8日	接待を伴う飲食あり ※宇都宮市5例目
				5月22日		
19	30代	男性	宇都宮	4月6日	5月8日	※宇都宮市6例目
20	20代	男性	栃木市	4月7日	4月28日	
21	30代	女性	宇都宮	4月7日	5月8日	都内の接客業 ※宇都宮市7例目
22	40代	男性	宇都宮	4月7日	5月8日	神奈川県に出張 ※宇都宮市8例目
23	40代	男性	足利市	4月8日	5月10日	都内ライブハウス
24	10代	女性	佐野市	4月8日	4月22日	No. 20の知人
25	20代	男性	佐野市	4月8日	4月22日	No. 20の同僚
26	30代	男性	下野市	4月8日	4月29日	別の新型コロナ感染者と濃厚接触
27	60代	女性	宇都宮市	4月8日	5月2日	No. 21の母 ※宇都宮市9例目
28	30代	女性	宇都宮市	4月8日	5月1日	No. 21の妹 ※宇都宮市10例目
29	40代	男性	鹿沼市	4月9日	4月19日	
30	70代	男性	栃木市	4月9日	5月19日	
31	70代	女性	那須塩原市	4月9日		
32	20代	女性	県外	4月10日	5月11日	No. 14の娘
33	70代	男性	那須塩原市	4月11日		No. 31の夫
34	60代	男性	小山市	4月11日	4月28日	
35	40代	男性	栃木市	4月11日	4月24日	

栃木県内 新型コロナウイルス感染症 発生状況

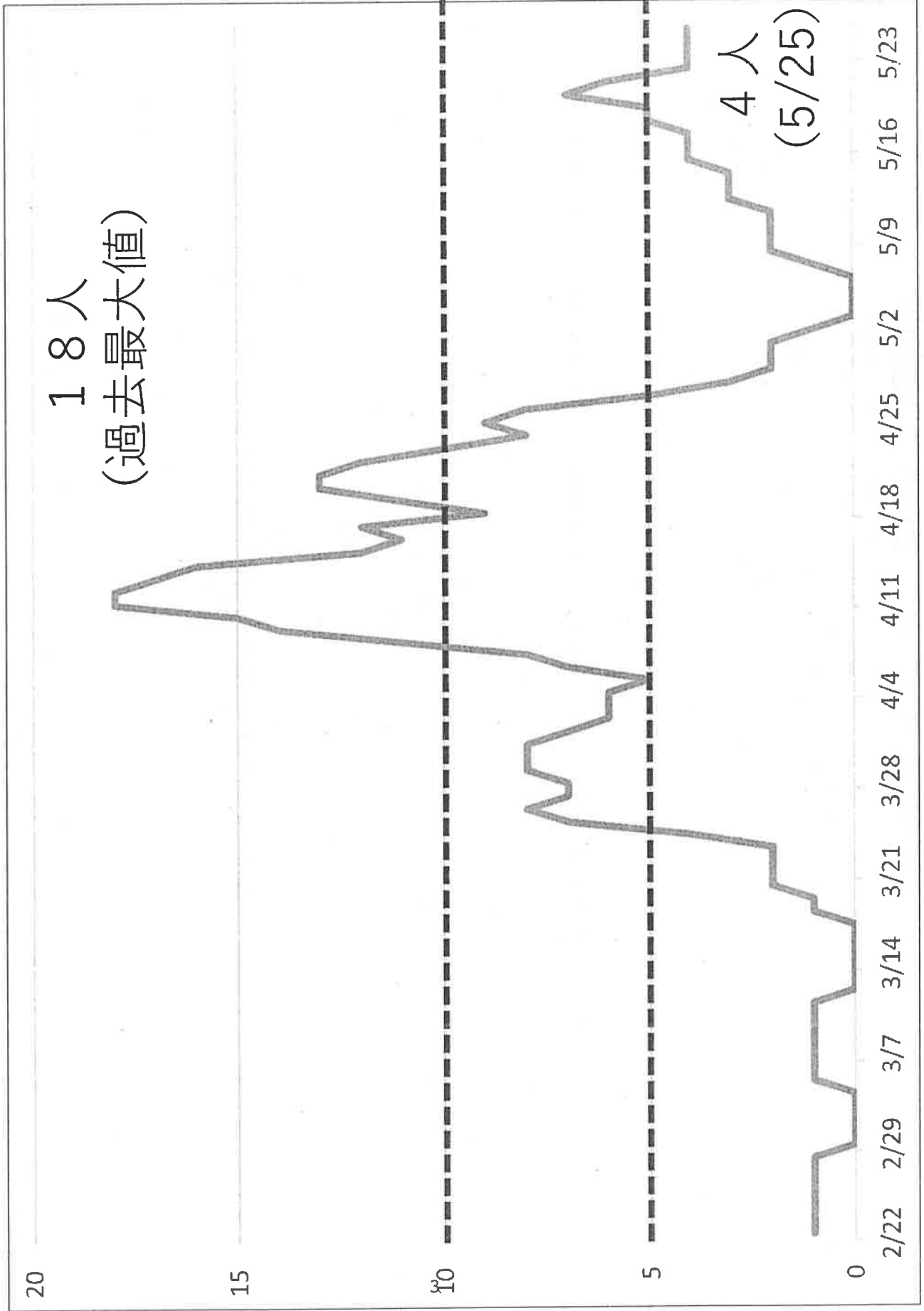
番号	年代	性別	居住地	陽性判明日	退院・退所日	備考
36	30代	女性	栃木市	4月13日	5月11日	No. 35の妻
37	60代	男性	栃木市	4月14日	5月12日	
38	30代	男性	宇都宮市	4月14日	4月28日	家族が他県で発症 ※宇都宮市11例目
39	60代	女性	那須塩原市	4月15日	5月9日	
40	40代	女性	宇都宮市	4月15日	4月29日	※宇都宮市12例目
41	50代	女性	那須塩原市	4月16日		No. 31及びNo. 33の子
42	50代	男性	栃木市	4月16日	5月18日	No. 37の同僚
43	50代	女性	栃木市	4月17日	5月9日	
44	60代	男性	那須塩原市	4月17日	5月15日	No. 39の夫
45	60代	女性	栃木市	4月19日	5月19日	No. 43の同僚
46	60代	女性	那須塩原市	4月19日	5月2日	
47	50代	男性	栃木市	4月20日	5月12日	No. 45の同僚
48	70代	男性	栃木市	4月20日		No. 45の同僚
49	60代	男性	栃木市	4月20日	5月18日	No. 37の兄
50	30代	男性	真岡市	4月21日	5月11日	
51	20代	女性	栃木市	4月21日		No. 47の娘
52	70代	男性	那須塩原市	4月22日	5月11日	別の新型コロナ感染者と同じ会合に参加
53	80代	女性	大田原市	4月25日		
54	70代	男性	栃木市	4月26日	5月19日	
55	30代	女性	さいたま市	4月28日	他県医療機関入院中	※宇都宮市13例目 4/30発生届取下げのため削除
55	60代	女性	宇都宮市	5月7日		※宇都宮市13例目
56	70代	男性	宇都宮市	5月8日		No. 55の夫 ※宇都宮市14例目
57	70代	女性	宇都宮市	5月12日		※宇都宮市15例目
58	40代	女性	宇都宮市	5月14日		※宇都宮市16例目
59	70代	女性	宇都宮市	5月15日		No. 57の友人 ※宇都宮市17例目
60	10代	女性	宇都宮市	5月15日		No. 58の子 ※宇都宮市18例目
61	60代	女性	宇都宮市	5月18日		No. 58の同僚 ※宇都宮市19例目
62	40代	女性	宇都宮市	5月19日		No. 61の同僚 ※宇都宮市20例目
63	60代	女性	宇都宮市	5月20日		No. 62の母 ※宇都宮市21例目
64	50代	女性	宇都宮市	5月20日		No. 58・61・62の同僚 ※宇都宮市22例目
65	70代	男性	宇都宮市	5月25日		No. 62の父及びNo.63の夫 ※宇都宮市23例目

※居住地にかかわらず、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づき、栃木県及び宇都宮市に届け出のあった患者について掲載しています。

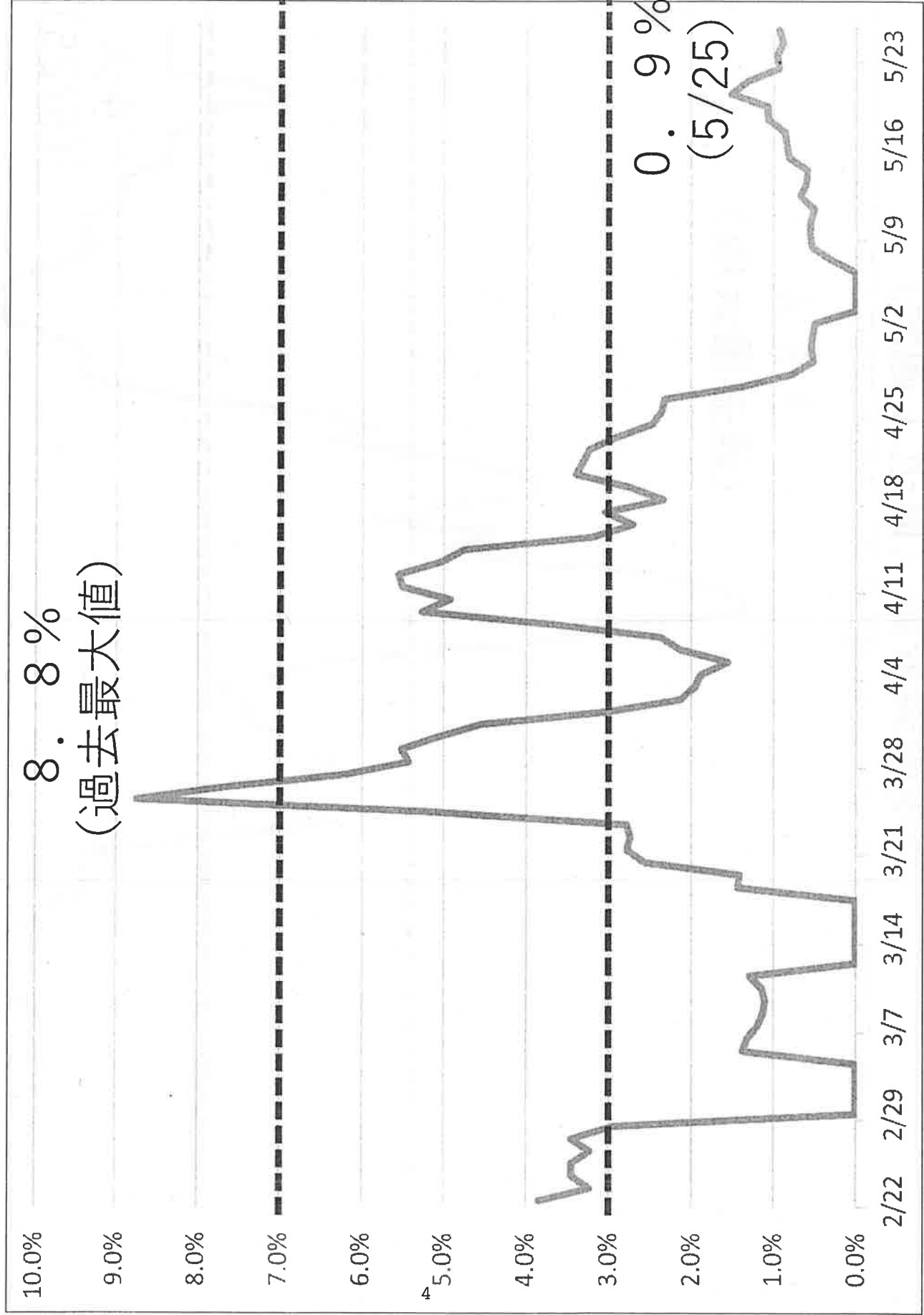
※患者・御家族の人権尊重・個人情報保護に御理解と御配慮をお願いします。

※退院・退所日の「退院」には、感染症法上の入院勧告解除（入院中）を含みます。

新規感染者数 (直近1週間)



検査陽性率 (直近1週間)



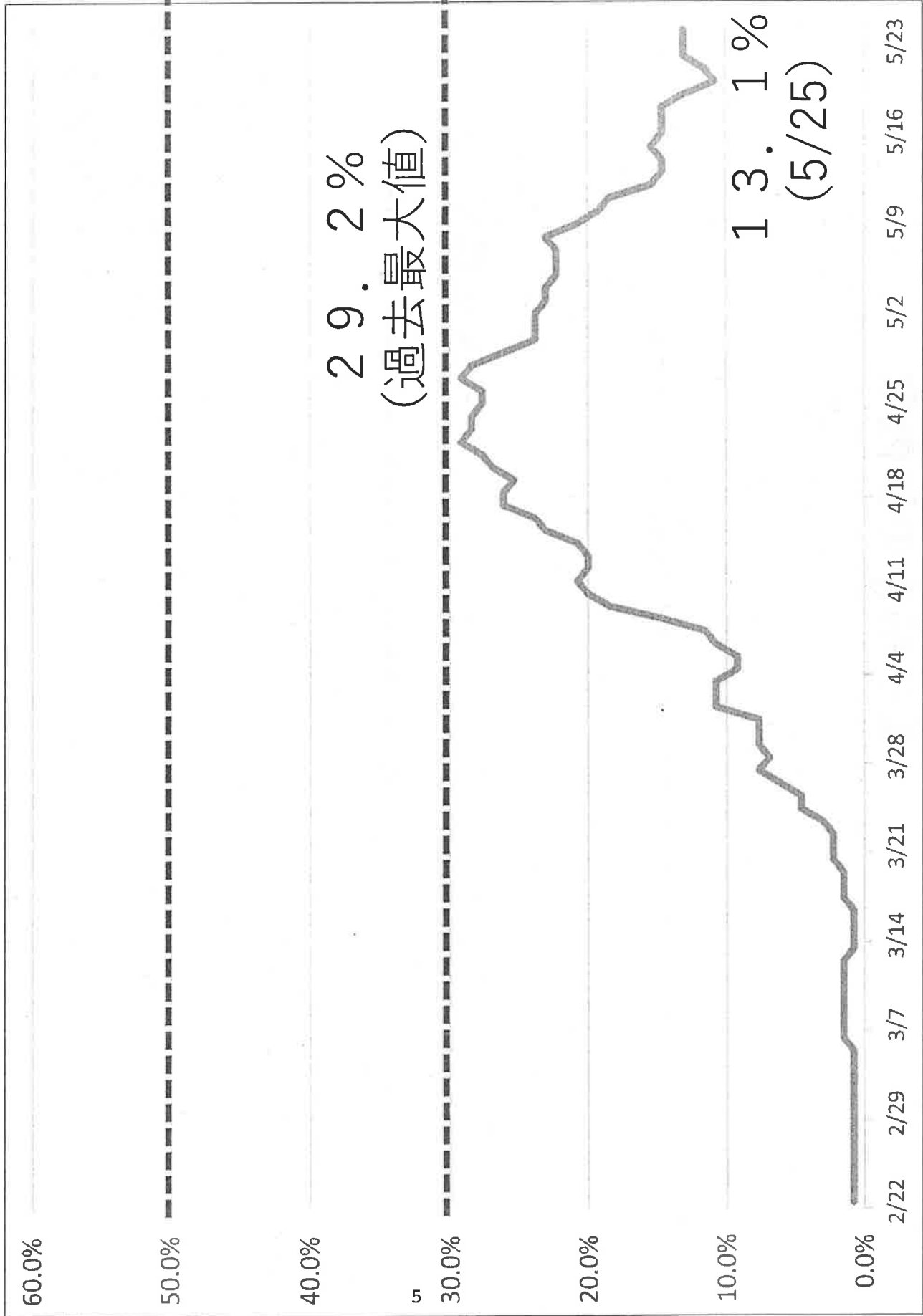
※陽性率は民間の検査結果により後日変動する。

病床の稼働率

特定警戒

感染拡大
注意

感染観察



29.2%
(過去最大値)

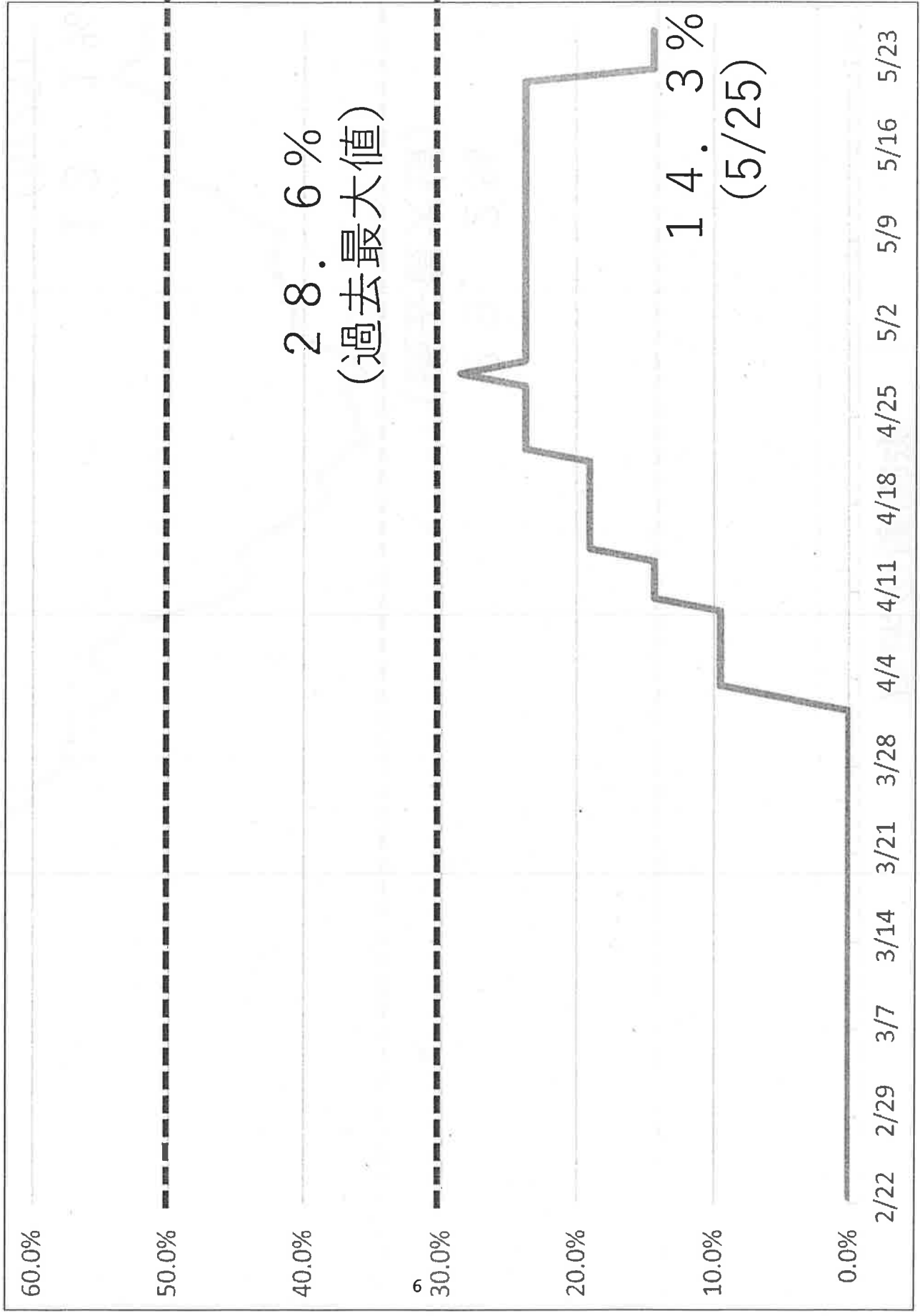
13.1%
(5/25)

重症病床の稼働率

特定警戒

感染拡大
注意

感染観察



新型コロナウイルス感染症対策に係る栃木県の基本的対応方針

令和2(2020)年4月2日

(令和2(2020)年5月26日改正)

栃木県新型コロナウイルス感染症対策本部

国が令和2(2020)年3月28日に決定した「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」(令和2年4月7日改正及び同年同月11・16日、5月4日・14・21・25日変更)に基づき、本県における新型コロナウイルス感染症対策を更に推進するため、今後の基本的な対応方針を定める。

なお、新型コロナウイルス感染症は新型インフルエンザとはウイルスも病態も異なる感染症であることから、栃木県新型インフルエンザ等対策行動計画(平成25年11月策定)等の既存の計画を参考にしつつも、柔軟に対策を選択していく必要がある。

1 基本的な方針

- ・新型コロナウイルス感染症の感染予防やまん延防止をはじめ、県民等の不安解消、県民生活や県内経済への影響の最小化を図るため、国、市町、関係機関等と連携し、全県を挙げて取り組む。
- ・緊急事態宣言が解除された後は、感染拡大を予防する「新しい生活様式」の定着等を前提として、地域の感染状況や医療提供体制の確保状況等を踏まえながら、外出の自粛や施設の使用制限の要請等を緩和しつつ、段階的に社会経済の活動レベルを引き上げていく。その際、人の移動があることから、隣県など社会経済的につながりのある地域の感染状況に留意する。
- ・感染拡大を予防する「新しい生活様式」を社会経済全体に定着させていくとともに、事業者に対して業種ごとに策定される感染拡大予防ガイドライン等の実践を促していく。
- ・新型コロナウイルス感染症は、今後も、感染拡大のリスクが存在するため、警戒度に関する判断基準及び警戒度に応じた行動基準により感染拡大状況等を継続的に監視するとともに、県民等に対し情報提供・共有を行う。
- ・感染が拡大する場合に備え、医療提供体制の維持に向けて万全の準備を進めるほか、検査機能の強化、健康福祉センターの体制強化及びクラスター対策の強化等に取り組む。
- ・的確なまん延防止策及び経済・雇用対策により、感染拡大の防止と社会・経済活動の維持の両立を持続的に可能としていく。
- ・再度、感染の拡大が認められた場合には、速やかに強い感染拡大防止対策等を講じる。

2 実施体制

栃木県新型コロナウイルス感染症対策本部は、市町と連携し、指定地方公共機関、関係機関・団体及び県民の協力を得ながら、新型コロナウイルス感染症に対する各

種対策を推進する。

3 対策の重要事項

(1) 情報提供・共有

- ① 県民等に対し、正確で分かりやすく、かつ、状況の変化に即応した情報提供や呼びかけを行い、行動変容に資する啓発を進めるとともに、冷静な対応をお願いする。

＜情報提供や呼びかけの例＞

- ・感染者の発生状況等の正確な情報提供。
- ・医療提供体制や検査体制の情報提供。
- ・「三つの密」（密閉空間・密集場所・密接場面）の回避や、「人と人の距離の確保」、「マスクの着用」、「手洗いなどの手指衛生」等の基本的な感染予防策の継続など、感染拡大を予防する「新しい生活様式」の定着に向けた周知。
- ・室内で「三つの密」を避けることの呼びかけ。特に、日常生活及び職場において、人混みや近距離での会話、多数の者が集まり室内において大きな声を出すことや歌うこと、呼気が激しくなるような運動を行うことを避けるように強く促す。
- ・飲食店等においても「三つの密」を避けることの呼びかけ。
- ・業種ごとに策定される感染拡大予防ガイドライン等の実践。
- ・風邪症状など体調不良が見られる場合の休暇取得、学校の欠席、外出自粛等の呼びかけ。
- ・感染リスクを下げるため、医療機関を受診する時は、あらかじめ電話で相談することが望ましいことの呼びかけ。
- ・国が作成した「新型コロナウイルス感染症についての相談・受診の考え方」の周知。
- ・感染者・濃厚接触者や感染者の診療に携わった医療機関・医療関係者、その他の対策に携わった方々に対する誤解や偏見に基づく差別を行わないことの呼びかけ。
- ・従業員及び学生の健康管理や感染対策の徹底についての周知。
- ・家族以外の多人数での会食を避けることの呼びかけ。
- ・「ロックダウン」（都市封鎖）のような施策は実施しないことの周知。
- ・県民の落ち着いた対応（不要不急の帰省や旅行など都道府県をまたいだ移動の自粛等や商店への殺到の回避及び買い占めの防止）の呼びかけ。

また、国、市町等との緊密な連携により、様々な手段により県民等に対して感染状況に応じたメッセージや注意喚起を行う。

- ② 情報発信に当たっては、国のホームページ等を紹介するなどして有機的に連携させるとともに、県の各種広報媒体やSNS等も積極的に活用し、迅速かつ積極的に県民等（在留外国人、外国人旅行者を含む。）への情報発信を行う。

また、企業や各種団体等とも連携して、情報が必ずしも届いていない層に十

分な情報が行き届くように、丁寧な情報発信を行う。

- ③ 市町と連携した感染拡大防止措置がより迅速かつ的確に講じられるよう、患者の発生地（市町名）等に関する情報を適切に提供する。

（２）相談

- ① 感染状況等を踏まえ、帰国者・接触者相談センター（広域健康福祉センター、宇都宮市保健所）やコールセンター、市町等の相談体制を継続する。
- ② 外国人や聴覚障害者等に対する相談体制を継続する。

（３）サーベイランス・情報収集

- ① 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号。以下「感染症法」という。）第 12 条に基づく医師の届出により疑似症患者を把握し、医師が必要と認める検査を実施する。
- ② また、保健環境センターにおいて検査を実施するとともに、地域外来・検査センターの整備や保険適用の検査を実施する医療機関、民間の検査機関等も活用した検査体制を構築する。その際、今後、国が示す相談・検体採取・検査の一連のプロセスを通じた対策強化の指針を参考にする。
- ③ PCR検査の実施人数や陽性者数、陽性率等の分析結果を定期的に公表する。また、感染状況について、リスク評価を行う。

（４）まん延防止

今後、持続的な対策が必要になると見込まれることを踏まえ、県民や事業者に対して、以下の取組を行う。その際、「新しい生活様式」が社会経済全体に定着するまで、別添の「段階的緩和のイメージ」のとおり、感染状況や感染拡大リスク等について評価を行いながら、外出の自粛、催物（イベント等）の開催制限、施設の使用制限の要請等を段階的に緩和するものとする。

5月31日までを「ステップ①」、6月1日から18日を「ステップ②」、6月19日から7月9日を「ステップ③」、7月10日からを「ステップ④」の段階とする。

① 外出

- ・「三つの密」の回避や、「人と人との距離の確保」、「マスクの着用」、「手洗いなどの手指衛生」をはじめとした基本的な感染対策の継続など、感染拡大を予防する「新しい生活様式」の定着が図られるよう、あらゆる機会を捉えて、4月22日の新型コロナウイルス感染症対策専門家会議（以下「国専門家会議」という）で示された「10のポイント」、5月4日の国専門家会議で示された「新しい生活様式の実践例」等について県民に周知を行う。
- ・不要不急の帰省や旅行など、都道府県をまたぐ移動は、ステップ①（5月31日まで）は、感染拡大防止の観点から避けるよう促す。その後、ステップ②（6月1日から18日）の段階においては、5月25日の緊急事態宣言解除の際に特定警戒都道府県であった地域（北海道、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県）と

の間の移動は、慎重に対応するよう促す。

- ・観光振興の観点からの人の移動については、ステップ①からステップ①（5月27日から18日）の段階においては県内観光の振興から取り組むこととし、その状況を踏まえつつ、ステップ②（6月19日から7月9日）の段階において県外からの人の呼び込みを実施する。
- ・これまでにクラスターが発生しているような施設のうち、感染防止対策が徹底されていない施設への外出は、ステップ①（5月31日まで）は、感染拡大防止の観点から避けるよう促す。
- ・その後、施設や業態の特性等による感染拡大リスクを考慮し、業種ごとに策定される感染拡大予防ガイドライン等が実践されるなど感染防止策が徹底されれば一定の安全性が確保できると考えられる業種については、ガイドラインの徹底等を前提として、ステップ①（6月1日から18日）の段階からの外出の自粛要請等の緩和を検討する。
- ・一方、現段階において一定の安全性を確保することが難しいと考えられる業種については、ステップ①（6月1日から18日）の段階において、施設や業態の特性等に応じた感染防止策に関して、有識者の意見を聴きつつ更に検討された結果を踏まえ、感染防止策の徹底等により一定の安全性が確保されると考えられる場合には、ステップ②（6月19日から7月9日）の段階からの外出の自粛要請等の緩和を検討する。
- ・感染拡大の兆候や施設等におけるクラスターの発生があった場合、国と連携して、外出の自粛に関して速やかに県民に対して必要な協力の要請等を行う。

② 催物（イベント等）の開催

- ・催物等の開催に対する中止又は延期要請等については、「新しい生活様式」や業種ごとに策定されるガイドラインに基づく適切な感染防止策が講じられることを前提に、ステップ①～③の概ね3週間ごとに、地域の感染状況や感染拡大リスク等について評価を行いながら、段階的に規模要件（人数上限）を緩和する。その際、屋内で開催される催物等については、収容定員に対する参加人数の割合を半分以上とする要件を付す。
- ・催物等の態様（屋内であるか、屋外であるか、また、全国的なものであるか、地域的なものであるか等）や種別（コンサート、展示会、スポーツの試合や大会、お祭りなどの行事等）に応じて、開催の要件や主催者において講じるべき感染防止策を検討する。
- ・全国的な人の移動を伴うような規模の大きなイベント（スポーツの試合等）については、段階的な緩和を図っていく中で（ステップ②（6月19日から7月9日）の段階が想定される）、まずは無観客での開催を求める。
- ・上記の移行期間において、各段階の一定規模以上の催物等の開催については、リスクへの対応が整わない場合は中止又は延期するよう、主催者に慎重な対応を求める。
- ・催物等の開催にあたっては、その規模に関わらず、「三つの密」が発生しない

席配置や「人と人との距離の確保」、「マスクの着用」、催物の開催中や前後における選手、出演者や参加者等に係る主催者による行動管理等、基本的な感染防止策が講じられるよう、主催者に対して強く働きかけるとともに、参加者名簿を作成して連絡先等を把握しておくことや、導入が検討されている接触確認アプリの活用等について、主催者に周知する。

- ・ 感染拡大の兆候や催物等におけるクラスターの発生があった場合、国と連携して、催物等の無観客化、中止又は延期等を含めて、速やかに主催者に対して必要な協力の要請等を行う。

③ 職場への出勤等

- ・ 事業者に対して、引き続き、在宅勤務（テレワーク）、時差出勤、自転車通勤等、人との接触を低減する取組を働きかける。
- ・ 職場や店舗等に関して、業種ごとに策定される感染拡大予防ガイドライン等の実践をはじめとして、感染拡大防止のための取組が適切に行われるよう働きかける。

④ 施設の使用等（前述した催物（イベント等）の開催制限、後述する学校等を除く。）

- ・ これまでにクラスターが発生しているような施設や、「三つの密」のある施設については、地域の感染状況等を踏まえ、施設管理者等に対して必要な協力を依頼する。
- ・ 感染拡大の兆候や施設等におけるクラスターの発生があった場合、国と連携して、施設の使用制限等を含めて、速やかに施設管理者等に対して必要な協力の要請等を行う。

⑤ 感染状況の監視

- ・ 感染の状況等を継続的に監視し、県民に適切に情報提供を行い、感染拡大への警戒を呼びかける。
- ・ 感染状況の変化等に応じて、別添の「警戒度に関する判断基準」及び「警戒度に応じた行動基準」に基づき、迅速かつ適切に新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下「法」という。）第24条第9項等に基づく措置等を検討する。

⑥ 学校等の取扱い

- ・ 文部科学省が発出した「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」等に示された、学校の行動基準や具体的な感染症予防対策を踏まえ、感染予防に最大限配慮した上で、児童生徒等の学びを保障するための対策などを講じ、段階的に学校教育活動を再開していく。
- ・ 学校設置者に対し、保健管理等の感染症対策について指導するとともに、地域の感染状況や学校関係者の感染者情報について速やかに情報共有を行うものとする。

⑦ クラスター対策の強化

- ア 県及び市町は、厚生労働省や専門家と連携しつつ、積極的疫学調査によ

り、個々の濃厚接触者を把握し、健康観察（必要に応じて検査）、外出自粛の要請等を行うとともに、感染拡大の規模を適確に把握し、適切な感染対策を行う。

イ 関係機関と協力して、特に、感染拡大の兆しが見られた場合には、専門家やその他人員を確保し、その地域への派遣を行う。

ウ クラスタ対策を抜本強化するという観点から、保健所の体制強化に迅速に取り組む。これに関連し、市町と迅速な情報共有を行い、また、対策を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、法第24条に基づき総合調整を行う。さらに、クラスタの発見に資するよう、自治体間の迅速な情報共有に努める。また、必要に応じて、国に対し、クラスタ対策にあたる専門家の派遣を要請する。

⑧ その他共通的事項等

ア 地域の特性に応じた実効性のある緊急事態措置を講じる。緊急事態措置を講じるにあたっては、法第5条を踏まえ、必要最小限の措置とするとともに、講じる措置の内容及び必要性等について、県民に対し丁寧に説明する。緊急事態措置を実施するにあたっては、法第20条に基づき国と密接に情報共有を行う。

イ 今後、持続的な対策が必要になると見込まれることから、緊急事態措置を講じるにあたっては、感染拡大の防止と社会経済活動の維持の両立を図ることに留意する。

ウ 緊急事態措置について、罰則を伴う外出禁止の措置や都市間の交通の遮断等、諸外国で行われている「ロックダウン」（都市封鎖）のような施策とは異なるものであることを、国と協力しつつ、県民に対し周知する。

加えて、緊急事態措置を講じること等に伴い、食料・医薬品や生活必需品の買い占め等の混乱が生じないように、県民に冷静な対応を促す。

エ 緊急事態措置の実施にあたっては、事業者の円滑な活動を支援するため、事業者からの相談窓口の設置、物流体制の確保、ライフラインの万全の体制の確保等に努める。

オ 公共交通機関その他の多数の人が集まる施設における感染対策を徹底する。

(5) 医療等

① 重症者等に対する医療提供に重点を置いた入院医療の提供体制の確保を進めるため、関係機関と協力して、次のような対策を講じる。

・ 栃木県新型コロナウイルス感染症入院医療調整本部を設置し、患者の病床への受入れや病院間の搬送等の調整を行う。

・ 入院治療が必要ない無症状病原体保有者及び軽症患者（以下「軽症者等」という。）は、宿泊施設等での療養への移行を進めることで、入院治療が必要な患者への医療提供体制の確保を図る。このため、ホテルなどの一時的な宿泊療養施設及び運営体制の確保に努める。

- ・子育て等の家庭の事情によりやむを得ず自宅療養を行う際には、電話等情報通信機器を用いて遠隔で健康状態を把握していくとともに、医師が必要とした場合には電話等情報通信機器を用いて診療を行う体制を整備する。
 - ・患者が入院、宿泊療養、自宅療養をする場合に、その家族に要介護者や障害者、子ども等がいる場合は、市町福祉部門の協力を得て、ケアマネジャー、相談支援専門員、児童相談所等と連携し、必要なサービスや支援を行う。
 - ・病床の確保について、関係機関の協力を得て、新型コロナウイルス感染症の患者を集約して優先的に受け入れる医療機関の指定など、地域の医療機関の役割分担を行うとともに、結核病床や一般の医療機関の一般病床等を活用して、ピーク時の入院患者の受入れを踏まえて、必要な病床を確保する。
 - ・また、医療機関は、BCPも踏まえ、必要に応じ、医師の判断により延期が可能と考えられる予定手術や予定入院の延期を検討し、空床確保に努める。
 - ・さらに、仮設の診療所や病棟の設置、非稼働病床の利用、法第48条に基づく臨時の医療施設の開設について検討する。
 - ・患者受入調整や移送調整を行う体制を整備するとともに、医療機関等情報支援システム（G-MIS）も活用し、患者受入調整に必要な医療機関の情報の見える化を図る。
 - ・感染拡大に伴う患者の急増に備え、県域を越える場合も含めた広域的な患者の受入れ体制を確保する。
- ② 新型コロナウイルス感染症が疑われる患者への外来診療・検査体制の確保のため、関係機関と協力して、次のような対策を講じる。
- ・帰国者・接触者相談センターを通じて、帰国者・接触者外来を受診することにより、適切な感染管理を行った上で、新型コロナウイルス感染症が疑われる患者への外来医療を提供する。
 - ・関係機関と協力して、集中的に検査を実施する機関（地域外来・検査センター）の設置や、帰国者・接触者外来への医療従事者の派遣を行う。
 - ・また、大型テントやプレハブ、いわゆるドライブスルー方式やウオークスルー方式による診療を行うことで、効率的な診療・検査体制を確保する。あわせて、検査結果を踏まえて、患者の振り分けや、受入れが適切に行われるようにする。
 - ・さらに患者が増加し、増設した帰国者・接触者外来や地域外来・検査センターでの医療提供の限度を超えるおそれがあると判断する場合は、国に相談の上、必要な感染予防策を講じた上で、一般の医療機関での外来診療を行う。
 - ・こうした状況では、感染への不安から安易に医療機関を受診することでかえって感染するリスクを高める可能性があることも踏まえ、症状が軽度である場合は、自宅での安静・療養を原則とし、肺炎が疑われるような強いだるさや息苦しさがあるなど状態が変化した場合は、すぐにでもかかりつけ医等に相談した上で、受診するよう周知する。
 - ・重症化しやすい方が来院するがんセンター、透析医療機関及び産科医療機関

などは、必要に応じ、新型コロナウイルス感染症への感染が疑われる方への外来診療を原則行わない医療機関として設定する。

- ・夏ごろまでを目途に、冬季のインフルエンザの流行を踏まえた外来医療のあり方を検討する。
- ③ 新型コロナウイルス感染症患者のみならず、他の疾患等の患者への対応も踏まえて地域全体の医療提供体制を整備するため、関係機関と協力して、次のような対策を講じる。
 - ・地域の医療機能を維持する観点から、新型コロナウイルス感染症以外の疾患等の患者受入れも含めて、地域の医療機関の役割分担を推進する。
 - ・患者と医療従事者双方の新型コロナウイルス感染症の予防の観点から、初診を含めて、電話等情報通信機器を用いた診療体制の整備を推進する。
- ④ 医療従事者の確保のため、関係機関と協力して、次のような対策を講じる。
 - ・現場で従事している医療従事者の休職・離職防止策や、潜在有資格者の現場復帰、医療現場の人材配置の転換等を推進する。
- ⑤ 医療物資の確保のため、政府や関係機関と協力して、次のような対策を講じる。
 - ・医療提供体制を支える医薬品や医療機器、医療資材の製造体制を確保し、医療機関等情報支援システム（G-MIS）も活用し、必要な医療機関に迅速かつ円滑に提供できる体制を確保するとともに、専門性を有する医療従事者や人工呼吸器等の必要な医療機器・物資・感染防御に必要な資材等を迅速に確保し、適切な感染対策の下での医療提供体制を整備する。
 - ・特に新型コロナウイルス感染症を疑う患者にPCR検査や入院の受入れを行う医療機関等に対しては、マスク等の个人防护具を優先的に確保する。
- ⑥ 医療機関及び高齢者施設等における施設内感染を徹底的に防止するため、関係機関と協力して、次の事項について周知徹底を図る。
 - ・医療機関及び高齢者施設等の設置者において、従事者等が感染源とならないよう、「三つの密」が生じる場を徹底して避けるとともに、症状がなくても患者や利用者と接する際にはマスクを着用する、手洗い・手指消毒の徹底、パソコンやエレベーターのボタンなど複数の従事者が共有するものは定期的に消毒する、食堂や詰め所でマスクをはずして飲食をする場合、他の従事者と一定の距離を保つ、日々の体調を把握して少しでも調子が悪ければ自宅待機する、などの対策に万全を期すこと。
 - ・医療機関及び高齢者施設等において、面会者からの感染を防ぐため、面会は緊急の場合を除き一時中止すべきこと。
 - ・医療機関及び高齢者施設等において、患者、利用者からの感染を防ぐため、感染が流行している地域では、施設での通所サービスなどの一時利用を中止又は制限する、入院患者、利用者の外出、外泊を制限する等の対応を検討すべきであること。
 - ・医療機関及び高齢者施設等において、入院患者、利用者等について、新型コ

コロナウイルス感染症を疑った場合は、早急に個室隔離し、保健所の指導の下、感染対策を実施し、標準予防策、接触予防策、飛沫感染予防策を実施すること。

- ⑦ 感染者と非感染者の空間を分けるなどを含む感染防御策の更なる徹底などを通して、医療機関及び施設内での感染の拡大に特に注意を払う。

また、特に感染が疑われる医療、施設従事者及び入院患者等については、率先してPCR検査等を受けさせるようにする。加えて、手術や医療的処置前などにおいて、当該患者について医師の判断により、PCR等検査が実施できる体制について検討を進める。

- ⑧ この他、適切な医療提供・感染管理の観点で、関係機関と協力して、次の事項に取り組む。

- ・外来での感染を防ぐため、関係機関と協力して、医療機関の外来において、一般の患者も含め、混雑を生じさせないように、予約による診療や動線が適切に確保された休日夜間急患センターの施設活用などを推進する。
- ・妊産婦に対する感染を防止する観点から、医療機関における動線分離等の感染対策を徹底するとともに、妊産婦が感染した場合であっても、安心して出産し、産後の生活が送れるよう、関係機関との協力体制を構築し、適切な支援を実施する。また、関係機関と協力して、感染が疑われる妊産婦への早めの相談の呼びかけや、妊娠中の女性労働者に配慮した休みやすい環境整備などの取組を推進する。
- ・小児医療について、関係学会等の意見を聞きながら、診療体制を検討し、体制整備を進める。
- ・関係機関と協力して、外国人が医療を適切に受けられることができるよう、医療通訳の整備などを、引き続き、強化する。
- ・法令に基づく健康診断及び予防接種については、適切な感染対策の下で実施されるよう、時期や時間等に配慮する。

(6) 経済・雇用対策

- ① 感染症対策とバランスをとりつつ、感染状況や医療提供体制の確保状況等を踏まえながら、段階的に社会経済の活動レベルを引き上げていく。国の令和2年度第1次補正予算を含む「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」及び県の令和2年度4月補正予算の各施策等を迅速かつ着実に実行することにより、感染拡大を防止するとともに、雇用の維持、事業の継続、生活の下支えに万全を期す。引き続き、感染状況や県民生活、県内経済への影響を注意深く見極め、必要に応じて、時機を逸することなく臨機応変かつ果断に対応する。

- ② 事業者の対応等

事業者に対し、産業医や地域産業保健センターの協力を得て、従業員の健康管理、職場における感染予防策の徹底や、事業継続に不可欠な重要業務への重点化に向けた取組を要請する。

③ 県民、事業者への呼びかけ

- ア 県民に対し、食料品、生活必需品等の購入にあたり、消費者としての適切な対応を呼びかける。
- イ 食料品、生活関連物資等の価格を高騰させないために、事業者に対して、買占めや売惜しみが生じないように調査・監視するとともに、必要に応じて関係団体等への指導及び相談窓口の設置等の要請を行う。

(7) その他重要な留意事項

① 人権への配慮、社会課題への対応等

- ア 新型コロナウイルス感染症への感染は誰にでも生じ得るものであり、感染状況に関する情報が特定の個人や地域にネガティブなイメージを生まないようにすることが極めて重要である。特に、患者・感染者、その家族や治療・対策に携わった方々等の人権が侵害されている事案が見られていることから、こうした事態が生じないよう適切に取り組む。
- イ 海外から一時帰国した児童生徒等への学校の受け入れ支援やいじめ防止等の必要な取組を実施する。
- ウ 各種対策を実施する場合においては、県民の自由と権利の制限は必要最小限のものとするとともに、女性や障害者などに与える影響を十分配慮する。
- エ 新型コロナウイルス感染症対策に従事する医療関係者が風評被害を受けないよう、県民への普及啓発等、必要な取組を実施する。
- オ マスク及び個人防護具、医薬品、医薬部外品、食料品等に係る物価の高騰及び買占め、売り惜しみを未然に回避し又は沈静化するため、必要な措置を講じる。
- カ 対策が長期化する中で生ずる様々な社会課題に対応するため、適切な支援を行う。
- ・ 長期間にわたる外出自粛等によるメンタルヘルスへの影響、配偶者暴力や児童虐待
 - ・ 営業自粛等による倒産、失業、自殺等
 - ・ 社会的に孤立しがちな一人暮らしの高齢者、休業中のひとり親家庭等の生活
 - ・ 外出自粛等の下での高齢者等の健康維持・介護サービス確保
- キ 新型コロナウイルス感染症により亡くなられた方に対して尊厳を持ってお別れ、火葬等が行われるための適切な方法について、周知を行う。

② 物資・資材等の供給

感染防止や医療提供体制の確保のため、国が購入して確保したマスクや優先供給スキームによる消毒薬について、必要な医療機関や介護施設等に優先的に配布する。

③ 関係機関との連携の推進

- ア 国、隣接県、市町、関係機関等との双方向の情報共有を強化し、対策の方

針の迅速な伝達と、対策の現場における状況の把握を行う。

イ 近隣の都道府県等が感染拡大防止に向けた様々な措置を行うにあたり、相互に連携するとともに、その要請に応じ、必要な支援を行う。

ウ 緊急事態宣言の対象地域に該当した場合は、次の取組を行う。

(ア) 緊急事態措置等を実施するにあたっては、予め国と協議し、迅速な情報共有を行う。

(イ) 緊急事態措置等を実施した際には、政府対策本部長に、その旨及びその理由を報告する。

④ 社会機能の維持

ア 県職員の感染を防ぐよう万全を尽くすとともに、万が一職員において感染者又は濃厚接触者が確認された場合にも、職務が遅滞なく行えるように対策を予め講じる。特に、テレワークの活用に努める。

イ 指定公共機関及び指定地方公共機関は、電気、ガス、水道、公共交通、通信等の維持を通して、国民生活及び国民経済への影響が最小となるように公益的事業を継続する。

ウ 医療機関等におけるトラブルなどを防止するため、必要に応じ、警戒警備を実施する。

エ 混乱に乗じた各種犯罪を抑止するとともに、取締りを徹底する。

⑤ その他

国においては、今般の新型コロナウイルス感染症に係る事態が行政文書の管理に関するガイドライン（平成23年4月1日内閣総理大臣決定）に基づく「歴史的緊急事態」と判断されたことを踏まえ、県においても、これに準じた対応に努める。

警戒度に関する判断基準

別添

- 県内の感染拡大状況を判断するため、有識者の意見を踏まえ、栃木県独自の指標を設定
- 各指標について、感染拡大状況を判断するための警戒度に関する判断基準を設定
⇒各指標の推移や近隣都県の感染状況、感染経路不明症例の割合等を踏まえ、感染防止対策の対応レベルを総合的に判断
- ※警戒度を上げる場合は速やかに判断。下げる場合は2週間程度の推移を観察。

指標	特定警戒	感染拡大注意	感染観察	現在値	過去最大値	備考
感染状況	新規感染者数 (直近1週間)	10人超	10人以下	4人 (5.19-5.25)	18人 (4.6-4.12)	特定警戒のレベルを、国による「人口10万人あたり0.5人」を目安に設定
	検査陽性率 (直近1週間)	7%超	7%以下	0.9% (5.19-5.25)	8.8% (3.19-3.25)	特定警戒のレベルを、千葉大学による「7%未満の陽性率を保つことが、死亡者数の抑制に重要」という発表を参考に設定
医療提供体制	病床の稼働率	50%超	50%以下	13.1% (5.25)	29.2% (4.27)	受入病床数：130床 (5/25現在)
	重症病床の稼働率	50%超	50%以下	14.3% (5.25)	28.6% (4.28)	受入病床130床のうち重症病床数：21床 (5/25現在)

高 ← 警戒度 → 低

警戒度に応じた行動基準

項目	特定警戒	感染拡大注意	感染観察
外出自粛の要請	<p>【法45①による要請】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・不要不急の外出 ・都道府県をまたぐ移動 ・クラスター発生場所 	<p>【法24⑨による要請】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都道府県をまたぐ移動 ・クラスター発生場所、3密場所 <p>※ハイリリスクの方には不要不急の外出自粛を要請</p>	<p>【法によらない協力依頼】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定警戒都道府県への移動 ・クラスター発生場所、3密場所を避けるよう依頼
施設の使用制限	<p>【法24⑨、45②による要請】</p> <p>遊興施設、劇場、遊技施設、文教施設、博物館等幅広く対象</p> <p>※条件付での除外もあり得る</p>	<p>【法24⑨による要請】</p> <p>クラスターのおおそれがある施設、3密施設への使用制限の協力要請</p>	<p>【法によらない協力依頼】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・使用制限の要請は行わない ・一般感染対策や3密回避の徹底を依頼
イベント開催自粛の要請	<p>【法24⑨、45②による要請】</p> <p>クラスターのおおそれがあるイベント、3密の集まりは、開催自粛</p>	<p>【法24⑨による要請】</p> <p>クラスターのおおそれがあるイベント、3密の集まりは、開催自粛</p>	<p>【法によらない協力依頼】</p> <p>全国的かつ大規模なイベントで、リスクへの対応が伴わない場合は、中止・延期等の慎重な対応を依頼</p>
学校生活	休業 又は 分散登校	分散登校 又は 通常登校	通常登校

※ ハイリリスクの方 = 高齢者、基礎疾患を有する方、妊娠している方等

【注1】 国の基本的対処方針等に基づき、上記基準と異なる要請等を実施する場合がある。

【注2】 どの警戒度でも「新しい生活様式」の実践、施設における感染防止対策の徹底を要請する。

緊急事態宣言解除後（全国）の栃木県における対応（概要）

① 区域 栃木県全域

② 期間 令和2年5月27日（水）から6月18日（木）（ステップ⑩～ステップ①）

③ 実施内容

感染拡大防止と社会経済活動の両立を図るため、以下のとおり協力を依頼

● 感染防止対策の協力依頼

- ・ 「新しい生活様式」「人との接触を8割減らす、10のポイント」の実践など、感染拡大防止のための取組を依頼
- ・ 在宅勤務や時差出勤など人との接触を減らす取組や、業種ごとの感染拡大予防ガイドライン等を踏まえた職場における感染拡大防止のための適切な取組を依頼

● 移行期間設定による制限等の段階的緩和

- ・ 「新しい生活様式」等が定着するまでの間、一定の移行期間を設定し、感染状況や感染拡大リスク等の評価を踏まえ、外出の自粛、催物（イベント等）の開催制限等の協力依頼を段階的に緩和（概ね3週間ごとに評価）

※警戒度が総合的な判断により「感染拡大注意」段階になった場合は、警戒度に応じた行動基準に基づき、法による要請等を検討

段階的緩和のイメージ

区分	ステップ①	ステップ②	ステップ③
期間	6月1日～18日	6月19日～7月9日 ※ステップ①から約3週間	7月10日～ ※ステップ②から約3週間
外出自粛等	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 5都道府県への移動は慎重に行うよう依頼 ✓ 一定の安全性の確保が難しいと考えられる施設（感染防止対策の徹底されない外出機会を極力減らすよう依頼 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 県をまたぐ移動を避けるよう依頼 ✓ クラスタ発生施設（感染防止対策の徹底されない外出機会を極力減らすよう依頼 	<p>— (感染防止策等の徹底)</p>
施設の使用制限等	✓ 感染拡大予防ガイドラインの徹底等、適切な取組を依頼		
催物の開催自粛等	屋内	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 定員半分以下 ✓ 100人以下 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 定員半分以下 ✓ 5,000人以下
	屋外	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 十分な間隔 ✓ 200人以下 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 十分な間隔 ✓ 5,000人以下
留意点等	<ul style="list-style-type: none"> ✓ プロスポーツ等（全国的な移動を伴う）は、6月19日から無観客開催 ✓ お祭り・野外フェス等（全国的・広域的な移動を伴う）は、感染状況を踏まえて判断 		

緊急事態宣言解除後（全国）の栃木県における対応（ステップ①～③）（概要）

●外出自粛の協力依頼

- ・旅行など都道府県をまたいだ人の移動を避けるよう依頼

【対象】（～5月31日）全都道府県

（～6月18日）5都道県（北海道、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県）への移動は慎重に対応

- ・これまでにクラスターが発生した施設や「3つの密」のある場所（感染防止対策の徹底されていない施設）への外出の機会を極力減らすとともに、仮に外出の機会があったとしても、感染防止策（人と人との距離を保つこと、マスクの着用、手指の消毒等）を徹底することを依頼

【対象】（～5月31日）接待を伴う飲食業、ライブハウス、バー、カラオケ、スポーツジム等の屋内運動施設等

（～6月18日）接待を伴う飲食業、ライブハウス等

●施設の使用に関する協力依頼

- ・業種ごとの感染拡大予防ガイドラインの徹底等、感染拡大防止のための適切な取組を依頼

●催物（イベント等）の開催に関する協力依頼

- ・全国的かつ大規模な催物等については、リスクへの対応が整わない場合は、中止又は延期にするなど慎重な対応を依頼

【前提】感染防止策（入退場時の制限や誘導、待合場所等における密集の回避、手指の消毒、マスクの着用、室内の換気等）の実施

【規模】《屋内》100人以下、かつ収容定員半分以下の参加 《屋外》200人以下の参加、かつ人と人との距離を十分確保

外出自粛の段階的緩和の目安

- 「新しい生活様式」に基づく行動。
- 手指消毒やマスク着用、発熱等の症状がある者は外出等を避けるなど、基本的な感染防止策の徹底・継続。
- 感染拡大の兆候や施設等におけるクラスターの発生があった場合、外出自粛の強化等を含めて協力を要請。
緊急事態宣言が出た場合、対策を強化。

時期	外出自粛
	県をまたぐ移動等 観光
【移行期間】 ステップ① ～5月31日	△ * 不要不急の県をまたぐ移動は避ける（これまでと同じ）。
ステップ② 6月1日～	○ * 5都道県（北海道、埼玉、千葉、東京、神奈川）への移動は慎重に。
ステップ③ 6月19日～	○
ステップ④ 7月10日～	○ 県内○ 県外△ * 観光振興は県をまたぐものも含めて徐々に、人との間隔は確保
【移行期間後】 感染状況を見つつ、 8月1日を目途	○

クラスター発生施設等に係る外出自粛等の段階的緩和の目安

○「新しい生活様式」に基づく行動。

手指消毒やマスク着用、発熱等の症状がある者は外出等避けるなど、基本的な感染防止策の徹底・継続。

○施設管理者等は「業種別ガイドライン」等に基づき行動し、施設利用者等の連絡先把握や接触確認アプリの活用を周知する。

クラスター発生施設等への外出自粛等	
時期	カラオケ、スポーツジム等（注）
【移行期間】 ステップ① 5月31日 ～ ステップ② 6月1日～	【外出自粛の協力依頼】 感染防止対策の徹底されていない施設への外出の機会を極力減らす
ステップ③ 6月19日～ ～ ステップ④ 7月10日～	【施設の使用に関する協力依頼】 ガイドラインの徹底等、感染拡大防止のための適切な取組を依頼
【移行期間後】 感染状況を見つつ、 8月1日を目途	※ 感染拡大の兆候や施設等におけるクラスターの発生があった場合には休業要請等を検討 ※ 緊急事態宣言が出た場合、対策を強化

(注) バーやその他屋内運動施設等も含まれる。

イベント開催制限の段階的緩和の目安（その1）

- 「新しい生活様式」に基づく行動。手指消毒やマスク着用、発熱等の症状がある者は外出等を避けるなど、基本的な感染防止策の徹底・継続。イベント主催者や出演者は「業種別ガイドライン」等に基づく行動、参加者の連絡先把握、接触確認アプリの周知、イベント前後の感染対策（行動管理含む）の呼びかけ。
- 感染拡大の兆候やイベント等でのクラスターの発生があった場合、イベントの無観客化や延期、中止等も含めて、国と連携しながら、速やかに協力を要請。緊急事態宣言が出た場合、対策を強化。

＜イベント開催の可否を判断するに当たっての基本的な考え方＞

時期		屋内・外	収容率等	規模要件（人数上限）
移行 期間	ステップ① ～ 6月18日	屋内	50%以内	100人
		屋外	人と人との距離を確保 ※できるだけ2m	200人
	ステップ② 6月19日～	屋内	50%以内	1,000人
	屋外	人と人との距離を確保 ※できるだけ2m	1,000人	
	ステップ③ 7月10日～	屋内	50%以内	5,000人
		屋外	人と人との距離を確保 ※できるだけ2m	5,000人
移行 期間後	8月1日を目途 ※感染状況を見つつ、判断	屋内	50%以内	上限なし
		屋外	人と人との距離を確保 ※できるだけ2m	上限なし

（注）収容率等と規模要件（人数上限）は、どちらか小さい方を限度とする（両方の条件を満たす必要あり）。

イベント開催制限の段階的緩和の目安（その2）

○イベント主催者は、特に、全国的な移動を伴うものには格段の注意。イベント参加者は、自身が感染対策を徹底していても、感染リスクがあることに留意。また、発熱等の症状がある者はイベントに参加しない（無症状で感染させる可能性も）。

< 具体的な当てはめ >

時期	コンサート等	展示会等	プロスポーツ等 (全国的移動を伴うもの)	お祭り・野外フェス等
【移行期間】 ステップ① ～6月18日	○ 【100人又は50%（注） （屋外200人）】 * 密閉空間で大声を発するもの、人との間隔を十分確保できないもの等は慎重な対応、管楽器にも注意	○ 【100人又は50%】 * 入場制限等により、人との間隔を十分確保できないもの等は慎重な対応	×	△ 【100人又は50% （屋外200人）】 * 特定の地域からの来場を見込み、人数を管理できるものは可
ステップ② 6月19日～	○ 【1,000人又は50%】 * 密閉空間で大声を発するもの、人との間隔を十分確保できないもの等は慎重な対応、管楽器にも注意	○ 【1,000人又は50%】 * 入場制限等により、人との間隔を十分確保できないもの等は慎重な対応	○ 【無観客】（ネット中継等） * 無観客でも感染対策徹底、主催者による試合中・前後における選手等の行動管理	×
ステップ③ 7月10日～	○ 【5,000人又は50%】 * 密閉空間で大声を発するもの等は、厳格なガイドラインによる対応	○ 【5,000人又は50%】 * 入場制限等により、人との間隔を十分確保できないもの等は慎重な対応	○ 【5,000人又は50%】 * 感染対策徹底、主催者による試合中・前後における選手・観客等の行動管理	○ * 特定の地域からの来場を見込み、人数を管理できるものは可
【移行期間後】 感染状況を見つつ、 8月1日 を目途	○ 【50%】 * 密閉空間で大声を発するもの等は、厳格なガイドラインによる対応	○ 【50%】 * 入場制限等により、人との間隔を十分確保できないもの等は慎重な対応	○ 【50%】 * 感染対策徹底、主催者による試合中・前後における選手・観客等の行動管理	△ 【十分な間隔】 （できれば2m） * 感染状況を踏まえて、判断。

(注)どちらから小さい方を限度。他の場合も同様。

学校再開後の教育活動に関する県立学校の指針（概要版）

栃木県教育委員会
令和2年5月26日

1 基本的な考え方

- ① 本県の警戒度に応じて、適切な教育活動を実施すること
- ② 感染症対策を講じながら、最大限の学びの保障を実現すること
- ③ 児童生徒の心身の状況を把握し、きめ細かな指導を行うこと

2 本指針の作成方針

- 本県の警戒度「感染観察」レベルにおける通常登校を想定して教育活動の指針を作成。
- 文部科学省作成「新しい生活様式」を踏まえた学校の行動基準（裏面参照）に当てはめると、現在の本県の警戒度「感染観察」レベルは、「レベル1」に相当。ただし、「感染リスクの高い教科活動」「部活動」等については、感染リスクを慎重に見極めながら徐々に教育活動を再開するという観点から、学校再開後間もない時期（概ね6月末までを想定）においては、「レベル2」の留意事項を踏まえる。7月以降、本県の警戒度が「感染観察」レベルで推移している状況であれば「レベル1」の留意事項を踏まえた教育活動に移行する。

3 学校における教育活動の再開に向けて

- (1) 教育課程の実施
- (2) 授業の指導計画の立案
- (3) 学習指導と評価の工夫
- (4) 学校行事の見直し
- (5) 情報通信技術（ICT）の活用

4 学校における感染症対策の徹底

- (1) 基本的な感染症対策
- (2) 「3つの密」を避ける取組
 - 通常登校では、1教室に40人程度入れてよい。
- (3) 学校生活の場面ごとの留意事項
 - 各学校の年度当初計画より夏季休業日数を2、3週間程度短縮し、10～15日の範囲で授業日を確保する。
- (4) 感染症対策を講じても感染のリスクが高い学習活動
 - 「長時間、密集又は近距離で対面形式となるグループワーク」「児童生徒が近距離で組み合ったり接触したりする運動」「室内、近距離で行う合唱及び管楽器演奏」「近距離で活動する調理実習」など。これらは6月末まではリスクの低い活動から徐々に実施。
 - 体育の授業におけるマスクの着用は必要ないが、密集・密接を避ける。
 - 水泳の授業は実施して差し支えないが、密集・密接を避ける。
- (5) 重症化のリスクの高い児童生徒等への対応
- (6) 保護者から感染が不安で休ませたいと相談があった場合の対応

5 児童生徒一人一人に対するきめ細かな指導

6 教職員の感染症対策

- (1) 健康管理
- (2) 職場における感染症対策

<「新しい生活様式」を踏まえた学校の行動基準> (文部科学省作成)

地域の感染レベル	身体的距離の確保	感染リスクの高い 教科活動	部活動 (自由意思の活動)
レベル3	できるだけ2m程度 (最低1m)	行わない	個人や少人数での リスクの低い活動で 短時間での活動に限定
レベル2	できるだけ2m程度 (最低1m)	リスクの低い活動から 徐々に実施	リスクの低い活動から 徐々に実施し、 教師等が活動状況の 確認を徹底
レベル1	1mを目安に 学級内で最大限の間隔 を取ること	十分な感染対策を 行った上で実施	十分な感染対策を 行った上で実施

部活動実施に係る対応マニュアル（概要版） （2020. 5. 26 Ver. 1）

スポーツ振興課
高校教育課
特別支援教育室

- ・本マニュアルは学校再開後間もない時期（概ね6月末までを想定）の部活動の実施について、内容や方法等を示したものである。
- ・部活動の実施は、3つの条件（換気の悪い密閉空間、多くの人が密集、近距離での会話や発声）が同時に重なる場を避けるとともに、個々の条件が発生しないよう配慮する。
- ・生徒に対して、新型コロナウイルス感染症に対する正しい知識や、感染のリスクを自ら判断し、これらを避ける行動をとることができるように指導する。

※以下の対応が十分に行うことができない場合は、部活動の実施を見合わせる。

1 感染拡大防止について

（1）換気等の徹底

- ・屋内で活動する場合には、ドアを広く開け、こまめな換気を行う。

（2）手洗い・消毒の徹底

- ・活動中はこまめな手洗いを徹底し、使用する用具等は、使用前後に消毒を行い、不必要に使い回しをしない。

（3）マスクの着用

- ・運動する際、マスクの着用は必要としないが、生徒間の距離を十分に確保するなど「3密」を徹底的に避ける。

2 活動内容、方法等について

（1）生徒の健康管理の徹底

- ・家庭と連携し、生徒の状況（体温・体調）を把握する。

（2）活動における留意事項

- ・部活動への参加は、生徒本人と保護者の意向を尊重し、参加を強制しない。
- ・原則として校内に限定した活動とする。
- ・生徒だけに任せるのではなく、顧問等の指導のもと実施する。

（3）活動内容の例

- ・生徒が密集する活動や、生徒が近距離で組み合ったり接触したりする場面が多い活動、向かい合って発声したり演奏したりする活動については行わない。

（4）活動場所や時間、人数等に配慮した活動の例

- ・体育館や教室等を共有する部活動が多い場合は、一日おきに活動するなど、活動人数を減らす。

3 大会や対外試合、演奏会、合宿等の参加について

- ・大会や対外試合、演奏会、合宿等への参加については、原則行わない。
- ・今後、感染状況を考慮した上で改めて通知する。

4 その他

各学校は、県や文部科学省、厚生労働省、関係団体等のホームページをこまめに確認するなど、最新の情報を入手し、引き続き、生徒の安全確保に留意する。

なお、今後の感染状況により、対応が変更になる可能性がある。

新型コロナウイルス感染拡大防止を踏まえた留意事項及び主な運動部活動の活動内容例

<p>共通する留意事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・長時間の活動は避ける。(運動部活動の在り方に関する方針を踏まえた活動) ・集団でのランニング等は避ける。 ・大きなかけ声などの活動は避ける。 ・準備運動や整理運動はペア等で行わず、一人で行う。 ・生徒同士が密着した状態や近接して行う練習は避ける。 ・練習中、順番を待つ際は、互いに距離をとる。 ・活動場所が狭く、順番待ち等で密集した状態となる場合、時間をずらして一度に活動する人数を減らすなどの工夫をする。 ・ネット等の用具の準備や片付けの際は、必要最小限の人数で行う。 ・用具や器具等の消毒や手洗いをこまめに行う。 	
--	--

新型コロナウイルス感染拡大防止を踏まえた活動内容例

<p>陸上競技・自転車競技・スケート・スキー・カヌー・ボート・ヨット・水泳・ウエイトリフティング等</p> <ul style="list-style-type: none"> ○当該種目に必要な体力を高める運動 ○姿勢・フォーム等の分析 ○個人でのランニング等 ○補助を必要としない個人練習 ○ICTを活用した技術理解等を深める練習 等 	
<p>柔道・剣道・なぎなた・相撲・レスリング・空手道・少林寺拳法・フェンシング・ボクシング等</p> <ul style="list-style-type: none"> ○当該種目に必要な体力を高める運動 ○素振りや足さばき、体さばき、形等 ○ICTを活用した技術理解等を深める練習 等 	
<p>ダンス・体操競技・新体操等</p> <ul style="list-style-type: none"> ○当該種目に必要な体力を高める運動 ○補助を必要としない個人練習 ○姿勢・フォーム等の分析 ○ICTを活用した技術理解等を深める練習 等 	
<p>弓道・アーチェリー・ライフル射撃等</p> <ul style="list-style-type: none"> ○当該種目に必要な体力を高める運動 ○姿勢・フォーム等の分析 ○ICTを活用した技術理解等を深める練習 等 	

<p>野球・ソフトボール等</p> <ul style="list-style-type: none"> ○当該種目に必要な体力を高める運動 ○生徒同士の間隔を空けたキャッチボールやバッティング、守備練習 ○ICTを活用した技術理解等を深める練習 等 	
<p>サッカー・ラグビー・バスケットボール・ハンドボール・ホッケー・アイスホッケー等</p> <ul style="list-style-type: none"> ○当該種目に必要な体力を高める運動 ○生徒同士が距離をとったパス練習や個人でのシュート練習 ○ICTを活用した技術理解等を深める練習 等 	
<p>バレーボール・テニス・ソフトテニス・バドミントン・卓球等</p> <ul style="list-style-type: none"> ○当該種目に必要な体力を高める運動 ○サーブ練習や生徒同士が接触しないレシーブ練習 ○シングルでのラリー練習 ○ICTを活用した技術理解等を深める練習 等 	
<p>登山・馬術等</p> <ul style="list-style-type: none"> ○当該種目に必要な体力を高める運動 ○山の気象や地形等を把握する学習 ○ICTを活用した技術理解等を深める練習 等 	